

CASE 1. 高齢者の父親

秋間梅男さんは一人暮らしです。奥さんは亡くなり、二人の娘は結婚して実家を出ています。最近はもの忘れが進み、置忘れやしまい忘れは日常茶飯事になってきました。娘から携帯電話に登録してない番号からの電話は出ないように言われているのですが…。



CASE 2. 障がい者への支援

磯部花子さんには、40歳の息子がいます。息子の太郎さんには知的な障害があり、作業所で働いています。太郎さんの収入は母親である花子さんが管理し、支給される障害年金はそのほとんどを貯蓄に回していました。ところがある日、太郎さんが通っている作業所で気になることを聞きました。



CASE 3. 将来に備えて

王さんと長嶋さんは、10年前まで同じ職場で働いていた友人同士です。退職してから会う機会も少なくなり、今日は久々の再開です。70歳を過ぎた二人は、それぞれの将来について、どんな準備をしたら良いかという話題になりました。



成年後見制度とは、
認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、その権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する仕組みです。
これからも安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用を考えてみませんか。



私たちには望む生き方や
大切にしたいことがあります

生まれながらの障がい
突然の事故
治らない病気

自分の考えや思いを伝えられず
大切なことを判断する力がなくなった時に
備えて
あなたには伝えておきたいこと
知っておいて欲しいことはありませんか？

判断力が低下した時
あなたの代弁者になり
あなたの権利を守り
幸せを感じられる生き方を支える
大切な制度があります
それが・・・
成年後見制度です

何を食べるか
何を食べたくないのか
どこで暮らすか
誰と暮らすか

あなたの意思が尊重される環境を
あなた自身が考え整えてください
最期まであなたらしい人生を送るために

お気軽にご相談ください



相談窓口

●安中市役所

ささえ愛センターあんなか
(地域包括支援センター)
福祉課 障害福祉係
安中市安中1丁目23-13
TEL：027-382-1111

●安中市社会福祉協議会

安中市安中3-19-27
TEL：027-382-8397



You Tubeからも
ご覧いただけます！



安中市 成年後見制度 普及啓発DVD



安中市
安中市社会福祉協議会